

## 新潟市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス 事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和2年5月15日付老発0515第1号 厚生労働省老健局長通知）及び介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）交付要綱（令和2年6月12日付厚生労働省発老0612第1号厚生労働事務次官通知。）に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費及び感染リスクの高い高齢者等が利用する介護施設等に勤務する職員の感染不安を解消するための検査費用の一部を助成することを目的として「新潟市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」に関する補助金を予算の範囲内において交付することとし、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。）の規定によるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、本市の介護サービス事業所・介護施設等のうち別表に定める対象条件を満たす事業所・施設等を運営する者とする。

### (対象事業、対象経費及び限度額)

第3条 この補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業
- (2) 介護サービス事業所等との連携支援事業
- (3) 介護保険施設等に勤務する職員に対する検査費用補助事業

2 この要綱における補助対象経費は別表に定める対象経費とする。

3 第1項第1号及び第2号に定める事業における限度額は1事業所・施設あたりとし、事業ごとに別表に定める基準単価（基準単価が1定員あたりの場合は定員を乗じた額）とする。ただし、介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、この要綱における補助の対象としない。

4 第1項第1号及び第2号に定める事業における1事業所・施設あたりの補助回数は1回とする。ただし、市長が必要と認める場合は、限度額を上限として複数回補助することができる。

5 第1項第3号に定める事業における限度額は1検査あたりとし、別表に定める基準単価とする。

6 第1項第3号に定める事業における補助回数は職員1人につき1回とする。ただし、

市長が必要と認める場合は、複数回補助することができる。

(補助金額の算定)

第4条 第3条第1項第1号及び第2号に定める事業の補助金の額は、次により算出された額とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表に定める対象条件を満たす事業所・施設ごとに、基準単価(基準単価が1定員あたりの場合は定員を乗じた額)に単位を乗じた額と対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く)を控除した額とを比較して少ないほうの額を交付する。

2 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設は、あらかじめ個別協議を実施して市長が特に必要と認める場合に限り、補助単価を上乗せすることができる。

(検査費用の補助金額の算定)

第4条の2 第3条第1項第3号に定める事業の補助金の額は、次により算出された額とする。

(1) 別表に定める対象条件を満たす事業所・施設ごとに、基準単価と1検査あたりの対象経費の実支出額の2分の1(1円未満は切捨てる)とを比較して少ないほうの額を選定し、検査件数を乗じる。

(2) (1)により算出された額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く)を控除した額とを比較して少ないほうの額を交付する。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、第3条1項第1号及び第2号の場合は補助金交付申請書(別記様式第1号)、第3条1項第3号の場合は補助金交付申請書(別記様式第1号の2)に関係書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を第3条1項第1号及び第2号の場合は補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)、第3条1項第3号の場合は補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号の2)により申請者に通知する。

- 2 前条による申請をした者が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合、市長は補助金等の不交付の決定をすることができる。

（補助条件）

第7条 補助金の交付に当たっては、次の条件を付するものとする。

- （1）次のアからウまでのいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

ア 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- （2）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- （3）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- （4）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

- （5）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- （6）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を

含む。)には、別に定める様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (7) 補助事業を行う者(以下、「補助事業者」という。)は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(実績報告)

- 第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、第3条1項第1号及び第2号の場合は実績報告書(別記様式第3号)、第3条1項第3号の場合は実績報告書(別記様式第3号の2)を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。
- 2 事業完了後に補助金の交付申請を行う場合は、前項に関わらず第5条の交付申請と同時に実績報告を行うことができる。

(交付の時期)

- 第9条 補助金の交付は、補助事業の完了後とする。ただし、市長は、補助事業者の資金状況等を勘案し、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付しなければ補助事業を実施できない場合は、概算払で交付することができる。
- 2 概算払で補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後又は会計年度終了までに清算を行い、清算により残金が生じた場合は市長の指示に従い速やかに戻入するものとする。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年9月9日から施行し、令和2年1月15日以後に補助対象事業所が支出した補助対象経費に適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は令和3年3月31日をもって失効する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定により令和3年3月31日以前に申請した補助金の交付については、令和3年4月1日以降もその効力を有する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年12月25日から施行する。ただし、介護保険施設等に勤務する職員に対する検査費用補助事業については令和2年4月1日以後に補助対象事業所が支出した補助対象経費に適用する。